

非上場株式の評価方法

～問題点と見直し～

Q

取引相場のない株式（非上場株式）の評価方法の見直しに向け、国税庁は有識者会議で議論を進めています。現在の評価方法と問題点、見直しの方向性について教えてください。

A

1. 現在の評価方法
取引相場のない株式の中でも会社の規模や株主の支配力に大きな差があることから、国税庁の財産評価基本通達ではいくつかの評価方法を定めています。株主の区分と会社の規模等によって実態に即して評価をすることとしており、それぞれの評価方法の概要は以下の通りです。

〈原則的評価方式〉

同族株主やオーナー一族等、会社経営を支配している株主の保有する株式についての評価方法になります。

・類似業種比準方式…上場株

基となつている国税庁の定める業種目別株価に対して、会社の配当・利益・純資産の3つの要素を比較して株価を算出する方法

・純資産価額方式…会社の資産・負債を時価評価（相続税評価額）した際の純資産額を株式数で按分して株価を算出する方法

・併用方式…類似業種比準方式と純資産価額方式を一定の割合で組み合わせて株価を算出する方法

〈特例的評価方式〉

親族外の少数の株式の保有や従業員の持株といった経営支配力のない少数株主の保有する株式についての評価方法になります。

・配当還元方式…年配当額が還元率

図① 各評価方式の算式

●類似業種比準方式

$$\text{類似業種平均株価} = \frac{\text{配当} + \frac{\text{利益}}{\text{簿価純資}}}{3} \times \text{評価の安全性のしんしゃく率}$$

大会社 0.7
中会社 0.6
小会社 0.5

③④①は評価会社の金額、BCDは類似業種のコ

●純資産価額方式

$$\text{相評による純資産価額} - \frac{\text{相評による簿価による純資産価額}}{\text{発行済株式数}} \times 0.38$$

●配当還元方式

$$\frac{\text{年配当金} \times \text{1株当たりの資本金等の額}}{10\% \times 50\text{円}}$$

※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の年配当金額で2円50銭を下限值とする

出所：国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第1回）資料」

図② 評価方式の区分

	原則的評価方式	特例的評価方式
会社規模*	同族株主等（会社経営を支配）	左記以外
大会社	(原則)類似業種比準方式 純資産価額方式の選択可	配当還元方式 原則的評価方式 を上限
中会社	(原則)併用方式 中会社の大 類似:純資産=0.9:0.1 中会社の中 類似:純資産=0.75:0.25 中会社の小 類似:純資産=0.6:0.4 純資産価額方式の選択可	
小会社	(原則)純資産価額方式 併用方式の選択可 類似:純資産=0.5:0.5	

※純資産価額、従業員数、取引金額により会社規模を区分
出所：国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第1回）資料」より一部改変

10%として配当から還元して株価を算出する方法

各評価方式の算式の詳細は図①の通りです。

規模の大きな会社は上場株に近い評価を行うことや、配当目的の少数株主は利回りから株価を逆算することについて合理性があるため、株主の区分と会社の規模等から図②のように選択可能な評価方式が定められています。

金子尚貴

税理士法人アフエックス
（商工研相談業務委嘱先）
税理士・公認会計士

不動産管理会社や株式保有会社、投資会社といった会社については資産保有特定会社となり、原則純資産価額方式による評価となります。

2. 問題点

いくつかの評価方式が認められている中で、これまでの改正

の経緯から各評価方式による評価額の乖離が生じているとの意見がありました。そのため会計検査院が令和2年、3年の相続税および贈与税の申告から検査を行い、以下の点について指摘をしています。

①類似業種比準評価額が純資産価額と比べて低い

原則的評価方式の中で、会社の規模にかかわらず選択可能な純資産価額方式によって評価を行った割合は7・8%でした。

これは類似業種比準評価額が引き下がる方向で財産評価基本通達で改正されてきたことにより、納税額を抑えるために評価額がより低くなる方法を選択した結果、生じた偏りと考えられます。実際に検査の中で、類似業種比準評価額の中央値は純資産価額の中央値の27・2%で、評価方法によって大きな差が生じています。また、配当金額を計上しないことよって比準要素が減るために評価額を引き下げることが可能となっており、8割近くの会社で配当金額の比準割合が0となっていました。

このことから、類似業種比準

方式の比重が大きくなる、規模の大きな会社ほど評価額が低くなる傾向があり、異なる規模の会社の株式を取得した人の間で評価の公平性が確保されているとはいえません。

②配当還元方式の10%という還元率が実態と乖離している
配当還元方式の還元率（10%）は昭和39年の設定から変更

されておらず、現在の金利水準に合わせた見直しはされていません。設定当時に比べると金利水準は低下しており、現在の金利水準を大きく上回る還元率を用いることで、評価額が相当低く算定されることとなります。

評価額に開差が生じているため、恣意的な会社規模の変更に よる評価額の圧縮スキームが確認されています。今後の評価の見直しの中でこのようなスキームへの対応も検討されることとなります。

3. 評価の見直しの方向性

取引相場のない株式の評価に関する有識者会議では、相続税法の時価主義の下で見直しにあたっての基本的な4つの観点(以

下の①～④)が挙げられており、評価方法について幅広く検討を行います。

①「評価額の『崖』」の解消

異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間の株式評価の公平性を確保し、評価額操作の誘因となる評価方式間の乖離を排除

することを検討します。大会社・中会社・小会社で評価額の乖離があり、会社規模の変更によって評価額が急に変わるので、その「崖」を解消する方向です。

②実務・学術上の進展を踏まえた「今日的観点」からの見直し

配当還元方式で通達制定当時から変更されていない10%の還元率について金利変動を踏まえた適正な還元率への見直しや、純資産価額方式は企業の清算時の評価になることから継続企業の前提にたち、個々の企業の収益力等を反映できる評価方法をさまざまな企業評価の手法等を参考に検討します。

③評価額の「恣意性・操作性」の排除

会社規模の変更や、配当や利益の操作などによる株価を圧縮

するスキームを排除し、株価の中立性を確保することや、無議決権株式を使用して配当還元方式により評価額を引き下げるといった特例的评价の適用株主を作出するスキームを防ぐことを検討します。

④第三者への事業承継等の動向も踏まえた評価

M&Aによる第三者への事業承継が近年増加しており、その際の企業価値評価を踏まえた検討や、継続企業を前提に純資産価額方式において確実な債務となる引当金の取り扱いを含め、実務上の取り扱いを踏まえて検討します。事業承継の場面でも有用な、より実務的な評価方法を検討する方向です。

今後の議論を踏まえて評価方法が検討されていくこととなりますが、現行の類似業種比準方式や配当還元方式の適用が制限されて評価額が上がると、課税負担が増える可能性があります。定期的に自社株式の評価額を確認して事業承継税制の適用や贈与を含めて対策を検討し、将来的な評価方法の変更に合わせておくことが必要となります。

